2025年7月31日

予２７－１６

肢ア
　校長に裁量があるから。食い違いのみで違法とすると，校長には裁量がないと同じ。

　では，校長に裁量があるからといって，全てを適法とすると，重大な学生の権利利益が一方的に害されて不都合。
　そこで，判例は，裁量に判断しつつも，濫用か否かの判断について，判断過程についても審査を行った。

肢イ
　効果裁量の内容を判断すればわかる。
　法条の選択，法条の適否。語尾の「できる」を見ればわかる

肢ウ

　　広範な裁量があったとしても，重要な事実の基礎を欠く場合，事実評価が明らかに妥当性を欠く場合，判断過程により評価しないことを考慮した時などに濫用になるとしている。

行政裁量のうち，事実認定・評価については，慎重に判断していることが伺える。

予２７－１７

肢ア
第一条　行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

即時強制は，義務の履行を前提としていない。したがって，代執行法に禁止の規定はないと考えられる。

即時強制は，行政目的を達成する上で，義務履行を図る形ではないものとして機能する。

肢イ
即時強制は，義務の履行を前提にはしないが，権利侵害を伴うため，法律の根拠が必要である。したがって，法律で定める必要がある。

肢ウ
警察比例の原則は受ける。不必要に，不当な人権侵害を行ってはいけないから。

予２７－１８

肢ア

決定の理由を示す必要はある。

恣意抑制と争訟便宜機能を果たすためのものである。

部分開示でも不利益があるので，理由は必要である。

肢イ

営利を理由としても拒否はできない。

開示の目的は，国民主権の原理からくる国家の説明責任。

根拠としては，大事なので反対利益も重要である必要がある。

プライバシーや名誉など，後は，権利，競争上の地位に影響ができる場合に限って負荷時となる。

本件の場合は，侵される反対利益が考慮なされていない点で，おかしいと思われる。

肢ウ

あるものを公開すれば良いので，時の裁量が制限されている。

制限しないと，説明責任を，時間をかせいで，ごまかす，恐れがある。

肢エ

保有していない場合にも，対象となる。確かに，処分を取り消しても，そもそも文書がなければ実現ができないとも思える。

しかし，処分とならないと考えることは，困ったら開示しないということも国家に認めることとなり不当である。

そこで，処分として争うことができると考えるべき。取消後の実現可能性は，取消訴訟の立証責任の段階で考慮される。

予２７－１９

肢ア
　処分性は，国または公共団体が行う行為のうち，直接国民の権利義務を形成しまたは範囲を確定することが，法律上認められたもの

　外国人の残留については，行政行為のうち，（　特許　）にあたる。

　拒否することで，外国人が在留できない地位が形成される。
　処分性がある。

　なお，在留の権利がなくなった後は，即時強制で国外に退去させることもできる。
　特許がなくなると権利がなくなるだけで，義務が課されるとは，必ずしもいえない。
　法律で決まる。

肢イ
　同意自体に処分性がない。
　許可を提出する際の前提にすぎないと説明されている。

　不服の手続などが同意に対して用意されていない点も挙げあげられている。
　処分性の判断で参考できる。

肢ウ
　法的地位には変動がないが，不作為の義務が確定する。
　不許可は，命令。したがって，義務を課されるので処分性を肯定できる。

予２７－２０

肢ア　行政事件訴訟法３７

非申請型義務付け訴訟は，対象が限定されていないので，私人による濫用の危険がある。

したがって，濫用を防止するために重大な損害の発生が必要。

その他，他に適当な方法がないの要件も必要。

行政庁の私人への権利侵害の問題が明らかでないため，訴権の濫用を防止するために慎重に判断する。

申請型義務付け訴訟は，対象が限定されているので，私人による濫用の危険がない。

したがって，申請者または審査請求をしたものであれば可。

行政庁の私人への権利侵害の問題が明らかなため，訴権の濫用の考慮はいらない。

＜確認＞

１．申請型は，他の訴訟類型と併合提起をする必要がある。

理由：義務付け訴訟が，取消後，無効確認後，救済の実効性を確保するためだから

不作為型　不作為違法確認

拒否処分型（取消訴訟）か（無効等確認）

２．裁決の義務付け訴訟は，裁決主義がとられているときだけ，提起できる。

理由：裁決を義務付けしても，問題解決に対して迂遠である。

原処分があるときは，原処分の取消，義務付けのルートで足りる。

３．勝訴要件

行政庁に裁量の余地がない場合，裁量逸脱濫用がある場合

申請型の場合は，併合の請求に理由があることも必要（合一確定が図られる）

４．執行について

強制的に実現する手段が明文にない（政治的責任）

義務が発生した場合にとこまで手続的にやるべきかという問題もある

肢イ

損害が明らかでないうえに，訴権の濫用の危険がある。したがって，非申請型は，法律上の利益が必要。申請型は，明らか

肢ウ

申請型は，すでに主体が明確になっている。

予２７－２１

抗告訴訟：（　公権力の行使　）に関する不服の訴訟

当事者訴訟：

形式的当事者訴訟，実質的に処分や裁決の効力を争わせる点で抗告訴訟
処分が対象だが，法が，形式的に当事者で争わせている。
具体例：土地収用に対する裁決についての補償額の争いなど

実質的当事者訴訟，公法上の地位の確認，公権力の行使に関わる不服でない。

民衆訴訟：行政活動の客観的な適法性を維持した訴訟類型
具体例：選挙に関する訴訟（国民主権）
住民訴訟（住民自治・財政民主主義）

機関訴訟：機関相互間の権限の行使に関する訴訟
具体例：地方公共団体の長と議会，国と地方公共団体の抗告訴訟

肢ア
選挙，民衆訴訟

肢イ
公法上の地位の確認。公権力の行使はない。実質的当事者訴訟

肢ウ
土地収用の裁決の効力を争わせるには，形式的当事者訴訟

肢エ
処遇上の不利益を予防する目的。公権力の行使がない。公法上の地位確認
実質的当事者訴訟
確認の利益は，民訴の確認の訴えと関連して理解する。